

財関第839号
平成21年7月30日

(各) 税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 大藤俊行

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律等
に基づく輸出入通関手続等についての一部改正について

防衛府設置法等の一部を改正する法律（平成18年法律第118号）の施行に伴い、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律等に基づく輸出入通関手続等について（平成13年10月5日財関第810号）の一部を下記のとおり改正し、平成21年7月30日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律等に基づく輸出入通関手続等についての一部を次のように改正する。

別紙「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げる
ように改める。